

基本指針の見直しのポイントについて

1 障害福祉計画基本指針の見直しの主なポイント

(1) 基本的理念に関する事項

①入所等から地域生活への移行

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、**地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができる**ような体制を確保する

②障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保【新規】

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

①強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実及び依存症対策の推進【新規】

- ・人材育成を通じて、適切な支援の体制を確保する。また、**アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策**についても、関係職員への研修や幅広い普及啓発、自助グループを含む関係機関の連携により、本人及びその家族への支援を行う

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

①相談支援体制の構築

- ・相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う

②発達障害者等及び家族等への支援体制の確保【新規】

- ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

①地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより**地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進**する
- ・障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の**18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備**を図る

②保育、保健医療、教育等の関係機関との連携

- ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から**退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上【新規】**
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定
- ・精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率86%以上及び入院後1年時点の退院率92%以上

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに**各市町村又は各圏域に1つ以上確保**しつつ、その機能の充実のため、**年1回以上運用状況を検証及び検討**

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた**一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上**
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値をそれぞれ、**令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上**
- ・令和5年度における**就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用【新規】**

- ・就労定着支援事業所のうち**就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上【新規】**

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置【達成済】
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築【達成済】
- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保【達成済】
- ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置【達成済】

⑥相談支援体制の充実・強化等【新規】

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域において**総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保**

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

- ・令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

2 <参考資料> 関係法の動向

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成30年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された